

第140表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総	数	4,664	4,637	4,328	3,367	3,364
重大な交通事故事件	総	2,412	2,326	1,905	1,321	1,521
	ひ き 逃 げ	1,825	1,757	1,456	911	918
	交 通 死 亡 事 故	268	279	211	208	231
	3 か 月 以 上 の 重 傷 事 故	-	123	208	173	298
	危 険 運 転 致 死 傷	-	1	5	6	25
	署 長 等 指 定 事 件	319	166	25	23	49
	総	1,871	1,921	2,025	1,666	1,445
	殺 人	106	110	177	103	86
	強 盗 致 死 傷	237	207	252	236	213
	強 盗 強 姦 及 び 強 盗 強 姦 致 死 傷 (準 強 姦 含 む 。)	14	11	11	21	17
身 体	強 制 わ い せ つ (準 強 わ い 含 む 。)	177	188	179	172	125
	集 団 強 姦	7	11	11	5	11
	強 制 わ い せ つ 等 致 死 傷	962	1,014	989	764	672
	略 取 ・ 誘 拐	76	81	64	69	54
犯	逮 捕 ・ 監 禁 (逮 捕 等 致 死 傷 含 む 。)	-	2	6	13	4
	傷 害 致 死	-	4	31	25	25
	傷 害 (重 傷)	12	10	16	12	7
そ の 他	272	281	287	244	229	
そ の 他	8	2	2	2	2	
交通以外の署長等指定事件		381	390	398	380	398

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいい、平成12年から実施された。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件（事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの）をいう。

3 3か月以上の重傷事故、危険運転致死傷、略取・誘拐及び逮捕・監禁の罪については、規定の改正により、平成19年7月1日から対象事件に追加された。

数値：企画課